

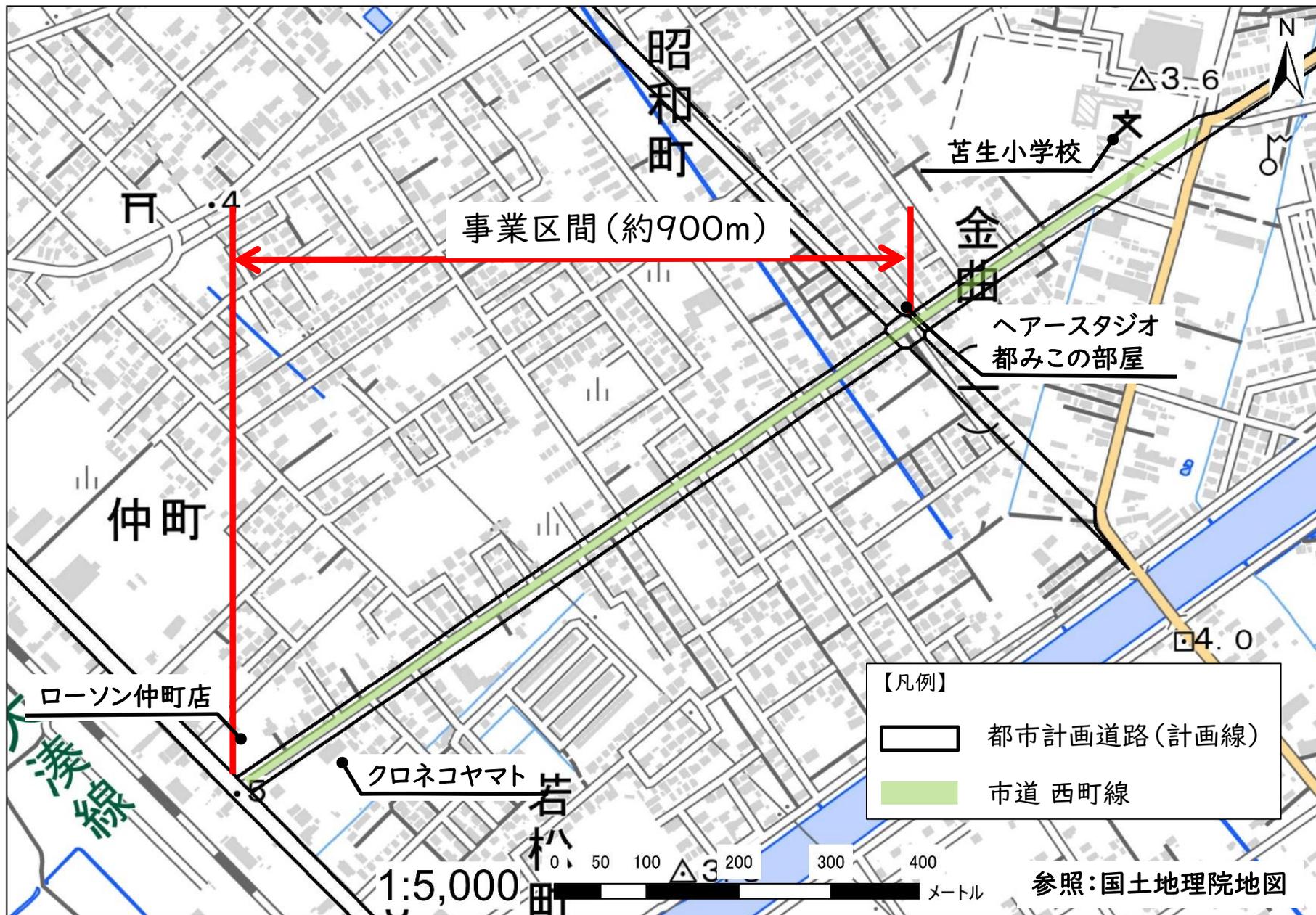
市道 西町線歩道整備事業説明会

むつ市都市整備部都市計画課
コンパクトシティ推進室

2022年11月18日

1. 事業の経緯について
2. 交通安全対策事業の概要について
3. 今後のスケジュール

1. 事業の経緯について
2. 交通安全対策事業の概要について
3. 今後のスケジュール



○都市計画事業

=国土交通大臣または都道府県知事の認可を得て実施される都市計画施設の整備に関する事業のこと

都市計画事業として西町線を整備する場合

- 用地が都市計画道路の計画線まで必要
 - ⇒買収範囲が膨大に
 - ⇒地権者の移転の負担が増加
 - ⇒買収に膨大な日数がかかり、整備完了に時間を要する
 - ⇒整備完了まで歩行者の安全が確保されない

○交通安全対策事業

=交通環境の改善を行い、交通事故の防止を図り、あわせて円滑な交通を確保するため、交通安全施設・道路付属物の整備を行う事業のこと

交通安全対策事業として西町線を整備する場合

- 用地が歩道設置分のみ必要
 - ⇒都市計画事業と比べて買収範囲が少なく済む
 - ⇒地権者の移転の負担を最小限に抑えることが期待できる
 - ⇒買収にかかる日数が都市計画事業より短縮される可能性が高い
 - ⇒整備完了がはやまり、歩行者の安全が早期に確保される

1. 事業の経緯について

・都市計画法第53条による制限

制限のイメージ

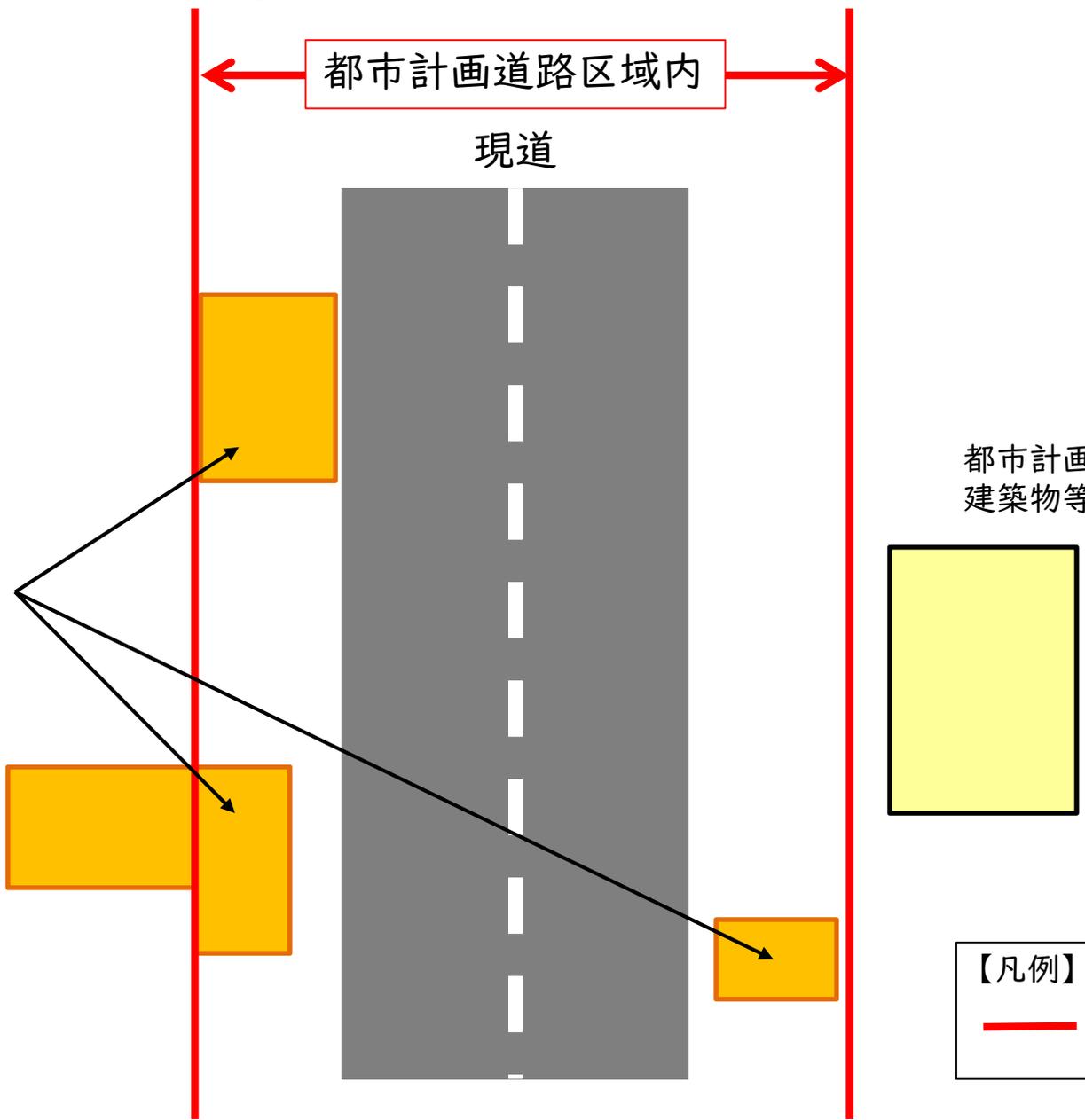
都市計画道路区域内

現道

都市計画道路区域内の建築物等は、都市計画事業開始に合わせて移転する必要があります。

都市計画道路区域外の建築物等は移転の対象外です。

【凡例】
— 都市計画道路
— 計画線



○都市計画事業

=国土交通大臣または都道府県知事の認可を得て実施される都市計画施設の整備に関する事業のこと

都市計画事業として西町線を整備する場合

- 用地が都市計画道路の計画線まで必要
 - ⇒買収範囲が膨大に
 - ⇒地権者の移転の負担が増加
 - ⇒買収に膨大な日数がかかり、整備完了に時間を要する
 - ⇒整備完了まで歩行者の安全が確保されない

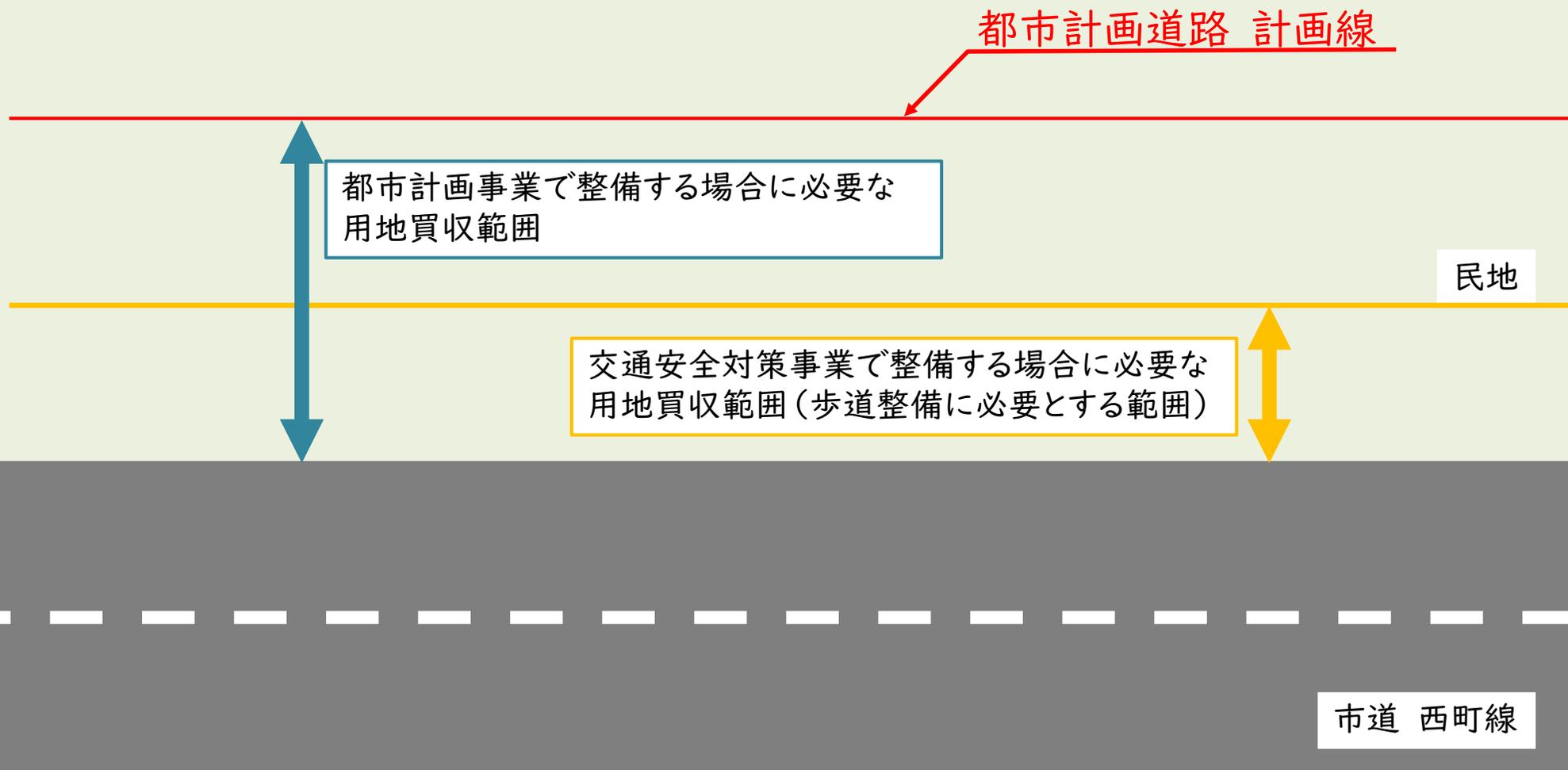
○交通安全対策事業

=交通環境の改善を行い、交通事故の防止を図り、あわせて円滑な交通を確保するため、交通安全施設・道路付属物の整備を行う事業のこと

交通安全対策事業として西町線を整備する場合

- 用地が歩道設置分のみ必要
 - ⇒都市計画事業と比べて買収範囲が少なく済む
 - ⇒地権者の移転の負担を最小限に抑えることが期待できる
 - ⇒買収にかかる日数が都市計画事業より短縮される可能性が高い
 - ⇒整備完了が早まり、歩行者の安全が早期に確保される

イメージ



1. 事業の経緯について
2. 交通安全対策事業の概要について
3. 今後のスケジュール

【整備内容】

○歩道の新設（赤砕）

○横断歩道（3箇所）の四隅にラバーポールを設置

【事業期間】

○令和3年度～令和7年度（令和8年3月完了予定）

至 苫生小学校



1. 事業の経緯について
2. 交通安全対策事業の概要について
3. 今後のスケジュール

令和4年11月18日	市道西町線歩道整備事業説明会
令和4年11月中旬～	用地調査
令和5年 4月～	土地売買契約・補償契約(順次)
令和6年 4月～	歩道整備工事着手(売買契約完了箇所から順次)
令和8年 3月	歩道完成(予定)

※土地売買契約・補償契約について、地権者との協議の進捗によりR4年度中に前倒す場合や、R6年度中に実施する場合がありますのでご協力の程よろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました